

議案第111号

字の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、当市の区域内の字を別紙のとおり変更し、上越市長の告示のあった日から施行するものとする。

令和2年9月2日提出

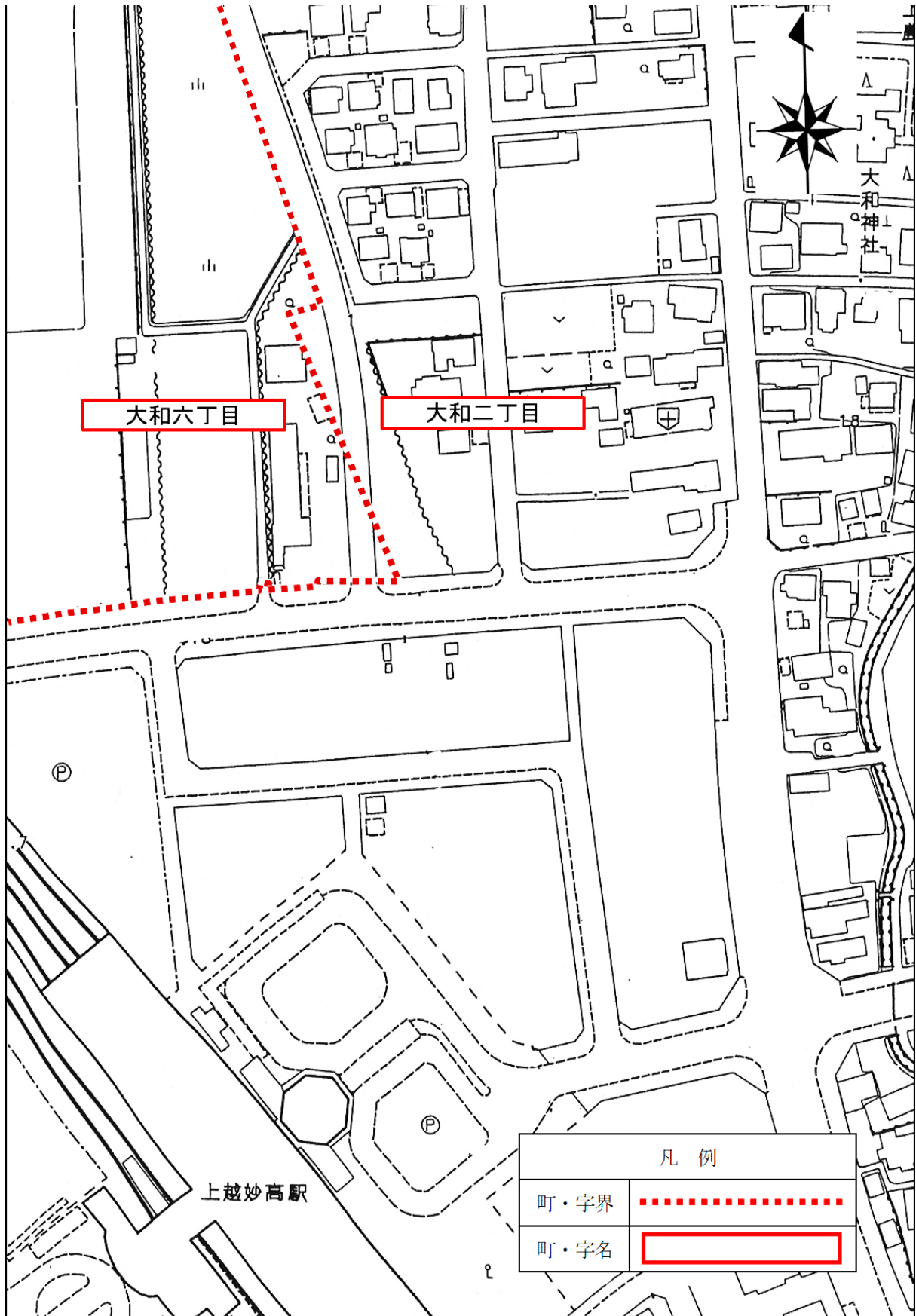
上越市長 村山秀幸

別紙（変更調書）

変 更 前		変 更 後
町	地 番	町
大和二丁目	879の19	大和六丁目
大和六丁目	879の8、879の9、881の1、 881の5、882の2、910の6	大和二丁目

上記地番は、令和2年7月17日現在の登記簿による。

大和二丁目及び大和六丁目の各一部
字の区域並びに名称変更前図



大和二丁目及び大和六丁目の各一部
字の区域並びに名称変更図

